

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 27 号

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

岩手県部局等設置条例（平成 12 年岩手県条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>総合政策室 地域振興部 環境生活部 保健福祉部 商工労働観光部 農林水産部 県土整備部 総務部</p> <p><u>総合雇用対策局</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 総合雇用対策局</u></p> <p><u>ア 産業構造転換等に係る雇用分析、新規雇用創出等の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事項</u></p> <p><u>イ 緊急雇用対策の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>総合政策室 地域振興部 環境生活部 保健福祉部 商工労働観光部 農林水産部 県土整備部 総務部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。